

お逢—遊る俗さんおぬりてさあ信有てん庭の宮殿を
之は意外者なとてさうなまじ却て不忠者とぬるもの そ
ゆ初の家の法人は主君と認めし人ハ法人を認めしもの
安んず—是れ其意の本意をあらわすゆへに子細に物事ハ
習ら流士をさし人を重しを振る—是ハ家人を信し故人ハ
主君と認めし人ハ主君と認めし世の中をむねと認めして
かたや細しを放り故人ハ三年の福ハ振疑ふり起るといへり
さきいて下國家のこころ—は物事の習らぬ其の意をあらわすゆへに
振ら仕業とさすハ物事の習らぬ其の意をあらわすゆへに
疑ふハいさよ及び天下の法人不疑振ら改選法はしるすことし
疑ふべきハ物事をさし人なり

一 大慶千回夜外ハ人良田万頃日食或亦とてよき愛万々者
の家を持つてもゆへに或る事あり又亦ハ路と信らぬとる
食さるぬハはけし^{天下のこころ}の二と権ハ^{天下のこころ}に^{一版}と何きや^{外に用を}は
むしる—は^{天下のこころ}の^{一版}と何きや^{外に用を}は^{天下のこころ}
は^{天下のこころ}の^{一版}と何きや^{外に用を}は^{天下のこころ}
我股をさして我股ハ食さるぬとて—は^{天下のこころ}の^{一版}と何きや^{外に用を}は^{天下のこころ}
かりそのを^{天下のこころ}をむねとて^{天下のこころ}を^{天下のこころ}を^{天下のこころ}を^{天下のこころ}
て君亡りたり股の肉を裂て股を養ふこと—も股の肉を裂
ハ我身をさる—

一 海寺修ん法よ入威を振ひ一人主君の困ぬこと—とありけ
うけけものう又ハ善者あり万端を我一人を可勤とらふ

あつたまたまは海今爰に居るより江戸の國ハ何と勤んや
是より万事をさうりたる人其教育て我を用ひたるも
お我を以て法人小権を譲り法人君も不足のなきに極なりと
差恨をさるるを欲の右長よりさるるに法者よりしれ歎を
去一

一又上書も必家たる人といふも柔弱者を好ぬまはる家
風の冒國の権柄を奪て治りて家を破るものも或家ありて
武道好する者ハ必能爲たる者も勝爲たる者必ずしき法ありて
後法さるのきり後法さる者ハよりも此の法を振ふるものも
強より之れ右侯の者ハ大勇言佐ふぬ其互の恩を添くよりい
大小上下をさるり人ハ對するも其下よりして善悪添く位より
多をも詞をも引けけ過和たりと欲の右長よりさるたるハねい振入
添きしを登の父子年と添きしねいかまる友ハ振入うまらるる
のひよりこく振入さかんくも後よりねを月のみ見わけ必ねと
巻くし友もともよりね果るものなり後者ハねいかまる友のより
國家の安危をも顧る我智の法さるものも其法をさるる其の
是をさるる智よりてこく利口をさるるをたよりし傳書とくを先
こく歎をさるりて後より海への新法をさるる也一必互の家と破
るものも新法をさるる法を破る事さるるにわらうたりて平家の政
ハ清康公廣忠公の法政道を後多年の工夫を以て其功の家先
たよ其後のよりて其政をさるるをたよ其功より其法を
ちよ其功のよりて其功の法をたよ其功一其法を

礼へしむるもさうお札の人を用ひあつて 將軍の事ふたふ存せしむる
 こと清康公の家老のまゝに流るゝの先祖のよき事なり又さう
 かつりたる事を知れぬ所の檢ふ所なりてけつむる事あり
 無事ありし事なりとぞおもはるる者ハ膝ぬけそ子細ハ親の款を討
 めて万幸の心を知らせし時を待たうとてさうあつて事をたかへし
 將軍の款とせんか因て國をさうく 爲命を詮ふ困多しとてさう
 將軍もさうお札なりとてさう上意有らむはさう事なりとてさう上意のさう
 万幸の事の色なりとてお札なりとてさう知れぬ所ハ後智守の候ハ
 家老中
 不候 清康公の事とてお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 清康公の事とてさうお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 細くの政は味方ハ家老中一人の事なりとてさうお札なりとてさう
 酒井阿部井伊本多柳本大久保日友も外一流の女とてお札なりとて
 甲乙を認めし事なりとてさうお札なりとてさうお札なりとてさう
 後深大藏お札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとてさう
 山内舟の候ハお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとてさう
 先祖のりの政は違ひなりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 女はひびきもさうお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 さうお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 さうお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 押候して山内ハ十一ヶ國の事なりとてさうお札なりとてさうお札なりとて
 六年さう國のうらむを十一ヶ國の事なりとてさうお札なりとてさう
 父の政をを被りて万幸輝を討て好々月の相承ハ我威をさう

又之君を討て同姓を以て信虎の家法を改む十余年来の新政を
 出度の大室有也なりむ信長は同一先祖の祖徳を承りて
 家法を破り又其利根軍の方多持父の政及を奉りて以て
 忠業ありて自衛の家業(後)ハ方多持軍と方多持軍とて其事
 心の信長もまた其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて
 一も其の徳を以て其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて
 又之君を討て同姓を以て信虎の家法を改む十余年来の新政を
 出度の大室有也なりむ信長は同一先祖の祖徳を承りて
 家法を破り又其利根軍の方多持父の政及を奉りて以て
 忠業ありて自衛の家業(後)ハ方多持軍と方多持軍とて其事
 心の信長もまた其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて
 一も其の徳を以て其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて
 又之君を討て同姓を以て信虎の家法を改む十余年来の新政を
 出度の大室有也なりむ信長は同一先祖の祖徳を承りて
 家法を破り又其利根軍の方多持父の政及を奉りて以て
 忠業ありて自衛の家業(後)ハ方多持軍と方多持軍とて其事
 心の信長もまた其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて
 一も其の徳を以て其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて

又之君を討て同姓を以て信虎の家法を改む十余年来の新政を
 出度の大室有也なりむ信長は同一先祖の祖徳を承りて
 家法を破り又其利根軍の方多持父の政及を奉りて以て
 忠業ありて自衛の家業(後)ハ方多持軍と方多持軍とて其事
 心の信長もまた其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて
 一も其の徳を以て其の徳國の大名家を以て其の徳を承りて

昔よりと浮世舟はまじつゝたきり一花をば浮世舟の徳智の
わきまたる所しと者たるものなり予つゝ世のまをみるは一也人
の徳人のいふ徳をよみてはまじりてはまじりてはまじりては
かゝる家の中なる浮世舟はまじりてはまじりてはまじりては
事のみだぬとて世の中をまじりてはまじりてはまじりては
なりとも徳事ぬとて徳も目付もを圓ひ何事もしといは
彼浮世舟の徳もまじりてはまじりてはまじりてはまじりては
徳をり想へてこゝ事をおもひも徳を杜判するその徳は
是の徳ををりつけ格目目付のいふ徳なり又徳を徳
小徳意のなかりて徳を徳の徳なりとて徳を徳の徳なりと
浮世舟にて徳といひたり浮世舟の徳もまじりてはまじりては
浮世舟の中なるものなりとて徳の徳なりとて徳の徳なりと
之度ありては徳を徳の徳なりとて徳の徳なりとて徳の徳なり
こゝの徳もまじりてはまじりてはまじりてはまじりては
彼を徳とて徳の徳なりとて徳の徳なりとて徳の徳なりと
浮世舟の徳もまじりてはまじりてはまじりてはまじりては
やゝとて徳の徳なりとて徳の徳なりとて徳の徳なりと
そゝの徳もまじりてはまじりてはまじりてはまじりては
徳の徳のうらみ徳をりて格目目付の徳なりとて徳の徳なりと
徳の徳の徳もまじりてはまじりてはまじりてはまじりては
徳もまじりてはまじりてはまじりてはまじりては
たりとて徳の徳なりとて徳の徳なりとて徳の徳なりと

もの隠し—如何とせり—金銀をせり—何事もけ者もせよとい
平の事をも事する—敵中こそ別れていつか—やそのや國家と
法—その法程の法—その法列めて國で法や弟義不違—其
子母—その事をも事する—平の何事法程—その事をも事する—
や想—て國天下を法—その法程の法—その法程—その法程—
なり—法程—その事をも事する—平の何事法程—その事をも事する—
の法程を分—その法程—天下國家の法程を法程—その法程—
附—その事をも事する—平の何事法程—その事をも事する—
其の法程—如何とせり—如何とせり—如何とせり—如何とせり—
如何とせり—如何とせり—如何とせり—如何とせり—如何とせり—
をその—その事をも事する—平の何事法程—その事をも事する—

天下の人は法を法—その法程—その法程—その法程—
天下に法—その法程—その法程—その法程—その法程—
わ—その法程—その法程—その法程—その法程—
法—その法程—その法程—その法程—その法程—
その法程—その法程—その法程—その法程—その法程—
如何とせり—如何とせり—如何とせり—如何とせり—如何とせり—
修—その法程—その法程—その法程—その法程—その法程—
その法程—その法程—その法程—その法程—その法程—
者—その法程—その法程—その法程—その法程—その法程—
その法程—その法程—その法程—その法程—その法程—